

静岡英和学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

静岡英和学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、静岡英和学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的を、建学の精神と教育理念に基づき、学則に具体的かつ明確に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に簡潔に分かりやすく掲載している。個性輝く特色ある大学になるために目指すべきものとして「University Identity」を示し教職員及び役員の理解と支持を受け、学部・学科の人材養成及び教育研究上の目的を定めている。「学院聖句」、大学・短期大学共通の「大学聖句」を記したプレートを各所に掲げ学校法人の規律ある姿勢を表明し、ウェブサイトや学校法人広報、大学広報等を通じて、ステークホルダーをはじめとした学内外への情報提供を図っている。使命・目的及び教育目的は、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、中長期計画や三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映し、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

学科の三つのポリシーを、大学の個性・特色の根幹を成すものとして明確に示し、多様な入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用している。教職員協働のもと、留学生も含めた学生一人ひとりに対する学修、生活及びキャリア支援体制を整備している。なお、両学科とも収容定員充足率が低いので、適正な定員管理に期待したい。

FD(Faculty Development)については、FD委員会を設置し、「学生による授業改善のためのアンケート」「教員相互の授業参観」「学修行動基礎調査」などを活用し、授業内容、教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させるとともに、教員は「授業用ハンドブック」により、授業、試験及び成績評価の適正な実施に努めている。教員の組織・配置及び校地・校舎の整備は概ね適切であり、自衛消防隊活動マニュアルに基づいた避難訓練やバリアフリーの整備など、安全性・利便性に配慮した、学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を目指している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき諸規則を適切に定め、倫理性、公共性の高い教育機関として、教育の質の保証を担保するための継続的努力を法令遵守のもとに行っている。理事長は学校法人の代表として、学長は大学の長として、各々リーダーシップとボトムアップのバランスを意識し、学校法人と大学間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図っている。寄附行為に基づき役員及び評議員を選任し、評議員会は、諮問機関と位置付けている。職

員の資質、能力向上のため「SDの全学的実施方針及び計画」を策定し、教職員研修会を開催している。財務は、使命・目的を果たすため、中長期計画を作成し目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。会計処理の適正化に向け、内部監査体制を整え、定期的な監査を実施している。教育情報及び財務情報はウェブサイトにより、適切に公表・公開している。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、「静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程」を柱に、学長を長とした自己点検・評価実施委員会を設置している。自己点検報告書を作成し、ウェブサイトを通じて外部に広く公表するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を適切な周期で実施している。自己点検・評価は、現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして活用していたが、平成27(2015)年度に、大学・短期大学共通の「IR委員会」を設置したことにより、より精緻な調査、データの収集と分析が可能となった。全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育研究活動の改善と質的向上を図るため、自己点検・評価の恒常的かつ組織全体の取組みとしてPDCAサイクルを確立しており、自己点検・評価は機能している。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び大学の教育目的により、全学的な教職協働体制のもと、地元静岡市との連携を含め、特色ある教育を行うとともに、留学生受入れによるグローバル化など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域及び国際貢献に寄与している。学校法人創立130年を機に、入学定員確保に向けた学生募集対策を計画的に着実に実行していくことが望まれる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」「基準B.グローバル化」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神をもととして、「学院聖句」、大学・短期大学部共通の「大学聖句」を掲げ、

「大学要覧」「大学案内」「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」「履修要項・講義内容」などに明記するとともに、ウェブサイトには、「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい」との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」との大学聖句、三つのポリシー及び学部・学科の教育研究の目的を掲載している。また、大学内の各所には学院聖句と大学聖句を記したプレートを掲げ、学校法人の規律ある姿勢を表明している。

大学の使命・目的、教育目的を明確に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」、ウェブサイトなどに明記するとともに、入学式・卒業式の式典、礼拝、各種行事を通して、理事長、学長、宗教主任等が解説している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

個性輝く特色ある大学になるために目指すべきものとして、大学の使命・目的に沿った人間社会学部人間社会学科及びコミュニティ福祉学科の教育研究の目的を学則に定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に明示している。4項目から成る「University Identity」により、大学の特色を具体的に示しており、大学の使命・目的は、学校教育法及び設置基準等の法令に照らして適切なものになっている。

教授会と、併設の短期大学部との連絡連携のもとに運営する「評議会」が諸課題に取り組むとともに、教授会を支える学科会、各種委員会においても、教育活動の点検を行い、必要に応じて見直すことにより、社会情勢の変化に対応している。また、併設の短期大学部と合同の「経営会議」を組織し、学長が経営、運営に関して必要と認めた事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等につき審議し、社会の要請に応える大学としての責任を果たすべく努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的と教育目的は、大学の諸会議や評議員会及び理事会の審議過程における教職員、評議員及び役員との理解と支持のもと決定され、ウェブサイトや学校法人広報誌「Maple 通信」、大学・短期大学広報誌「EIWA UNIVERSE」等を通じ、ステークホルダーに対し、建学の精神及び大学の使命・目的を含めた情報の提供を図っている。

「学校法人静岡英和女学院経営改善計画」を受け、平成 28(2016)年度から 5 年間の「学校法人静岡英和女学院中長期計画」を策定し、その改革理念の中心に位置付けた目標や三つのポリシーには建学の精神や教育目的が反映されている。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、人間社会学科の 5 メジャー、コミュニティ福祉学科の 3 ステージの学問領域を教授するのにふさわしい教員組織を擁しており、大学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに定める人材を育成するために、アドミッションポリシーを明示し、入学試験要項、ウェブサイトに公表している。

入学者の受入れに当たっては、「静岡英和学院大学入学者選抜規程」に基づき、入学者選考会議において審議し、教授会において議決し、最終的に学長によって決定されている。入学試験問題の作成は、各科目の作成委員を学長が委嘱し、各科目担当者は「入試問題作成要領」に従って入学試験問題を作成している。

定員未充足の状況に対して、特待生入試の実施、AO 入試の回数増、英検スカラシップの導入及び学科改革、地域に根差した大学であることの周知、オープンキャンパスの充実、高校訪問の実施、3 年次編入学の広報などを行い、定員充足に向けて強い危機感を持って臨んでいる。

【改善を要する点】

- 人間社会学部コミュニティ福祉学科については、収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、更なる改善が必要である。

【参考意見】

○人間社会学部人間社会学科については、収容定員充足率が低いので、定員を満たすよう努力されたい。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーに基づくカリキュラムポリシーを学科ごとに定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」、ウェブサイト等に掲載し、公表している。

入学前準備プログラム、初年次教育の実施や GPA(Grade Point Average)制度導入による適正な成績評価とキャップ制度を採用し、教育効果を高め、学生の自主性と一人ひとりの能力に応じた教育を保証することにより、学生自らが学修及び研究の目的を確立できるよう、教育方法の工夫をしている。

教育の質保証に向けて、科目ナンバリングを実施し、体系的な教育課程を編成している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働体制は、最終意思決定機関である評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会も教員と職員から構成されており、正規の構成員以外の職員も陪席している。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、学生の質問等への対応を行っている。

退学・休学を希望する学生とゼミ担任が個別面談をする際にチェックシートが用意され、事前対応の均質化が図られている。不登校傾向のある学生には図書館を居場所と位置付け、図書館での独習を演習参加の代替として認めている。また、退学・休学対策として学生指導に GPA が活用されている。

授業に対して授業評価アンケートを、学生生活に対して提案箱の設置・卒業生アンケートを実施するなど、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、体制改善に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえて、ディプロマポリシーを定めて、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」、ウェブサイト公表している。

単位の認定については、設置基準を基礎とし、学則に規定し、これに沿って厳正に実施している。また、教員向け「授業用ハンドブック」を作成し、授業・試験・成績評価が適正にかつ公平に実施されるよう努めている。

シラバスの「授業の目的と到達目標」「事前・事後の学習時間・学習内容について」「評価方法・基準」「その他 学生へのメッセージ」の情報を提供することで、履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。また、第三者によるシラバスのチェックが行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援科目は、授業科目として、人間社会学科では演習科目を中心に、コミュニティ福祉学科では専門教育科目を中心にキャリア教育を展開している。インターンシップの授業科目も開講している。

カリキュラム外での支援については、キャリア支援課を平日及び土曜日に開室しており、学生の希望進路の把握、学生の就職相談及び指導、求人に関する情報の受入れと発信、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、留学生への就職支援、保護者向け就職説明会、業界勉強会などを行っている。また、学生の関心の高い試験への対策として、公務員試験対策基礎講座と日商簿記3級対策講座を企画している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生による授業改善のためのアンケート」を全科目、専任・兼任教員全員を対象に実施して、その結果が教員にフィードバックされている。また、アンケート結果を学生が図書館で閲覧できるようにしている。学生の学修行動を把握することを目的として「学修行動基礎調査」を実施し、指導の方向性を検討している。

教育内容に関する学生の理解度については、資格取得状況と資格関連科目の成績評価により把握に努めている。

教員相互の授業参観を、科目、専任・兼任教員を問わず実施し、授業担当者に与えられるフィードバック情報を授業改善のために活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

教員と職員によって構成される学生委員会が組織され、学友会や学務課と連携して、課外活動を含め学生生活のさまざまなサポートを行っている。また、保健室及び学生相談室を設置し、それぞれに専門家を配置し、健康相談や心理的な相談に応じている。

学生生活の安定のために、日本学生支援機構の奨学金制度だけではなく、大学独自の奨学金をはじめ、さまざまな経済的支援を行っている。

大学及び大学後援会からランチメニューへ補助費が出ており、学生の食生活と健康に配慮がなされている。また、学生の意見・要望を聴取するために学生提案箱を設置し、回答を掲示・公表するとともに当該部署に連絡され、優先順位をつけながら学生ニーズに応えている。

【参考意見】

○学生相談室の体制について、学生に対する心的支援を考慮し、体制を強化することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な教員数・教授数は、教育課程が円滑に遂行できるよう、学位の種類・分野に応じて確保されている。専任教員組織は教授、准教授、講師によって構成されており、教員の採用・昇任については、規則等に基づき適切に運用されている。

FD 活動に関しては、FD 委員会規程に基づき検討・運営しており、授業評価アンケートの実施、教員相互の授業参観、FD 研修会の開催等、組織的に取り組んでいる。

教養教育については、基礎教育科目担当者連絡会、教務委員会及びカリキュラム検討委員会が連携して、検討・運用するとともに、教養教育の方向性の検証を実施している。

【参考意見】

○41～50 歳の専任教員の割合がほかの年代に比べて高いので、年齢バランスの見直しが見られる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために必要な校舎、図書館、運動場などの設備を整備している。図書館については授業終了後まで開館しており、さまざまな用途で活用できるグループ学習室等を設置しているなど、学生たちの学びや活動がしやすいよう配慮している。

コンピュータについては、1 人 1 台のノートパソコンを必携としているが、コンピュータ教室にも十分な台数のデスクトップパソコンが設置されているとともに、ノートパソコンを忘れた学生向けの貸出用ノートパソコンを用意している。

バリアフリーについては、一部建物（南館、研究棟）において未整備であるが、学生が不便を感じることはないように配慮している。避難訓練については自衛消防隊活動マニュアルに基づき実施し、学生の安全を図っている。

また、クラスサイズについては、教育効果と施設使用の観点から適正な学生数が守られている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及びそれに基づいた常任理事行動規範等によって運営されており、経営の規律と誠実性を維持するとともに、使命・目的を実現するために中長期計画に基づいて継続的努力を行っている。寄附行為及び学則その他規則等は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づいて作成されており、質の保証を担保するための関係法令等が遵守されている。公益通報についても規則に基づいて運用されている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設け、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。緊急時の避難経路は、学生へ配付の「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」に記載し、毎年新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。学校教育法等に定められている教育情報・財務情報の公表はウェブサイト等により適切に行われている。

【参考意見】

○現在作成中の危機管理マニュアルの早期完成と構成員への周知が望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するために、寄附行為に基づいて理事会を開催し、日常の業務を迅速かつ円滑に執行するために理事会のもとに常任理事会を設置している。戦略的に意思決定を行うために、常任理事の中で役割分担を明確にするとともに、理事長政策費を学校法人の理念に沿って利用している。理事会には、管理部門・教学部門の意見を反映するような仕組みができており、審議内容についても教学部門に報告され、決定事項が伝わるようになっている。

理事は、寄附行為に定められているとおり選任されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法の改正の趣旨を踏まえて、内部の諸規則の見直しを行い、大学の教育研究に関する重要事項の最終判断を教授会の意見を踏まえた上で学長が最終決定を行うこととしている。学長のリーダーシップのもと、大学の運営ができるように教授会及び評議会に諮問し、経営会議で大学全般の経営・運営について協議・情報連絡を行っている。加えて、副学長はもちろんのこと、学部長、事務部長、企画部長及び学務部長が補佐する体制をとっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門と教学部門は適切に運営され、常任理事会に学長、副学長及び宗教主任がメンバーとして参加する他、学部長等が陪席し、理事会に大学の意思を反映することができるようになっている。

監事は理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。監事監査では理事長、学長等から前年度の事業報告と決算・中長期計画の進捗管理についての報告を聞き、監査終了後には公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。評議員会の運営は寄附行為に基づいて適切に行われている。

理事長はリーダーシップを発揮しトップダウンで決定する他、各学科からの人事、学則改正及び新たな教育上の取組み等の提案事項は関係委員会、教授会等の審議を経て理事会に提出されるなどボトムアップによる決定もできる仕組みを持っている。

監事及び評議員は、寄附行為に定められているとおり選任されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定め、責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制を確保している。

管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日に連動して開き、事務運営上に関する事項についての協議を行っている。大学の重要会議である、併設短期大学部と合同の評議会、経営会議には部長や課長が委員として出席あるいは陪席し、情報の共有化を図るとともに、事務部門と教学の連携を図っている。

職員の資質、能力向上のため、研修会等の積極的な取り組みを行い、平成 28(2016)年 4 月には「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて、職員及び教員を対象として教職員研修会を複数回開催している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導による、平成 22(2010)年度から 5 か年間の経営改善計画を継承して、平成 28(2016)年度を起点とした 5 か年の中長期計画を策定している。

大学では、平成 27(2015)年度以降、経常収支差額は支出超過が続いている。また、貸借対照表関係比率から見て、負債に備える資産の蓄積及び運用資産の保有状況は少なく、財政上の余裕があるとは言いが、学校法人としては、事業活動収支差額は収入超過で推移しており、学校法人全体としての定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は「正常状態」を維持していることから、総合判定としての収支のバランスは保たれている。財務運営については、毎年度の教育活動資金収支差額や、平成 32(2020)年度時点の施設設備改修用の内部留保額の目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「静岡英和学院経理規程」に基づき、会計処理をするとともに、予算執行状況は四半期ごとに常任理事会へ報告し、執行管理の検証をしている。資金運用については、「静岡英和学院資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催し審議結果を常任理事会に報告している。

会計監査は、独立監査人による当該年度の監査計画の説明、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による監査も同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。また、平成 28(2016)年度から「静岡英和学院内部監査規程」に基づき、理事長のもとに内部監査委員会を置き、教職員による内部監査を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 2 条に自主的・自律的な自己点検を実施することを定め、平成 14(2002)年には自己点検・評価に関する規程を制定し、それにのっとり、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価については、自己点検・評価に関する規程に基づき「静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」を制定し、これに基づき、自己点検・評価を委員会にて適切な周期で組織的かつ機能的に実施している。評価結果が出て、重要事項の改善等の必要が生じた場合には、適宜対応し改善できる体制を整え、適切に運営している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして、整理・分析し考察を加えることにより、さまざまな問題点や課題を見出し、自己点検・評価の根拠として活用している。エビデンスを通して改善すべき事項を明らかにすることで、客観性の高い自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

大学の質保証の観点から、平成 27(2015)年度、IR(Institutional Research)を大学のミッションとその実現のための手段と捉え、IR 委員会を設置した。IR 委員会では、さまざまなデータを収集・整理・分析する体制を整え、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質の向上のため、PDCA が機能するようにしている。

自己点検・評価の活動を自己点検報告書としてまとめ、教職員間で共有し、ウェブサイトにも掲載し、社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価の仕組みを確立し、機能させることが重要であると考え、組織全体の取組みとしてPDCAサイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。評価結果について、自己点検・評価実施委員会で整理したものを、該当する委員会や部署で改善の必要な点について議論をした後に、会議等を経て、カリキュラムの改革やディプロマポリシー等の改善に結びつけている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-1-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

【概評】

建学の精神「愛と奉仕の実践」の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として、平成 14(2002)年にボランティアセンターを設置し、当センターを中心にボランティア活動の推進に取り組んでいる。センターの運営は、教職員組織であるボランティア委員会とボランティアコーディネーターが連携し、学生が主体的に企画・運営を実施できるよう学生の活動を支えている。

ボランティア活動を推進するために、活動の情報提供や広報、個人・グループへの支援・相談受付、学修・研修機会の提供などの取組みを継続的に実施している。学生自らボランティア募集合同説明会、ボランティア展及びボランティア交流報告会で後輩たちに活動を伝えていくことができている。

「難民支援及び災害時支援の取組み」として、ブルンジ難民支援のための物資の収集活動、災害時の募金活動・物資提供などの活動を行っている。また、NGO を通してアジアの国々に絵本を届ける活動や、音楽ボランティアサークルとしての公演活動を行っている。

難民支援及び国内外の災害時支援等に関するこのような活動は、「あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい」との学院聖句や建学の精神である「愛と奉仕の実践」をまさに具現化している取組みであり、建学の精神等が学生に浸透していることを示す証しである。

これらの学生の活動を表彰する制度として「社会活動奨励賞」を設け、多くの学生が関心を持つよう努めるとともに、課外での積極的な取組みを奨励している。

このようなボランティア活動の内容を広く地域の人々に知ってもらう効果的な方法を実践していくことにより、今後ボランティア活動の一層の活発化が期待される。

基準B. グローバル化

B-1 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営

B-1-② 留学センターの活動

B-1-③ 国際交流

【概評】

留学生増加に伴う留学生受入れ組織として、留学生センターを設け、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理している。またボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人と留学生の交流を活発に行っている。平成 29(2017)年 4 月より、留学生センター長を置き、2 人体制となったことから、留学生への対応が更に強化された。

留学生センターは留学生の悩みなどを聞く相談室の機能以外に、生活サポート、語学・日本文化講座、日本語能力試験対策講座、英語勉強会、日本文化（華道・日本舞踊）の活動を行っている。また、国際交流として、留学生と地域の交流会、ふじのくに留学生親善大使としての活動サポート、留学生日本語弁論大会、オーストラリア短期留学、韓国短期留学、その他の地域交流を行っている。

留学生センター設立により、地域との交流活動が盛んに行われるようになり、「世界お

静岡英和学院大学

茶まつり」「東アジア 食と農フォーラム」など、静岡県及び静岡市の行事において、留学生がボランティア通訳としての役割を果たすようになっている。留学生がこうした催しに参加することにより、日本文化、生活習慣等、日本への理解が深まるとともに、留学生が自国の文化・習慣を伝える良い機会となっている。

今後も留学生と日本人学生が協力し合い、学内外で活躍する機会を作ることにより、異文化交流、グローバル化に向けた国際交流の活発化が期待される。